

国民年金基金の お知らせ

国民年金基金は、国民年金に上乘せして加入し税金優遇を受けながら掛金を積み立て、老後により充実した年金を受け取ることができる公的な年金です。

特徴＝①掛金が全額「社会保険料控除」で、受け取る年金も「公的年金等控除」の対象です

②受け取る年金は、終身が基本で生涯にわたりお受け取りができます

③万一の時はご遺族に一時金が支払われます
(遺族保証のない加入タイプもあります)

④掛金は加入時の年齢で一定で、お休みや増減もできます

対象＝国民年金の保険料を納付している下記の人

①国民年金の第1号被保険者(免除等の人を除く)

②国民年金の任意加入者

(60歳～65歳未満の人や海外在住の人)

問合せ＝全国国民年金基金奈良支部 (☎0120-65-4192)

社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書について

国民年金保険料控除証明書はすでに送付されていますが、お手元に届いていますか。ただし、本年10月1日から12月31日までに今年初めて納付した人の控除証明書は来年2月上旬に送付予定です。早急に必要の場合は、下記まで依頼してください。

また、13月以上の前納により納めた国民年金保険料を所得より控除する場合、以下の方法のいずれか1つを選択していただくことになります。

(1) 全額を納めた年に控除

(2) 各年分の保険料に相当する額を複数年に控除
(複数年分に分けて申告する場合)

※詳細は下記までお問い合わせください。

問合せ＝ねんきん加入者ダイヤル(☎0570-003-004)、奈良年金事務所 国民年金課(☎0742-35-1371) (保険年金課)

12月4日～10日は人権週間

国際連合は、『世界人権宣言』が1948年(昭和23年)12月10日の第3回総会で採択されたことを記念して、12月10日を「人権デー」と定めました。そして法務省と全国人権擁護委員連合会が、同宣言が採択されたことを記念して、1949年(昭和24年)から毎年12月10日を最終日とする1週間12月4日～10日を「人権週間」と定め、広く国民に人権デーの意義を訴えるとともに人権意識の高揚を図っています。

第20回人権フェアを開催します

日時＝12月4日(土)13時～

場所＝DMG MORI やまと郡山城ホール 小ホール

内容＝・第20回人権ショートレター入賞者発表 最優秀賞・優秀賞の朗読
・ダンス披露 奈良県立ろう学校 ダンス部
・和太鼓演奏「片桐西小学校 子ども人権フォーラム」
・講演会演題：共生社会に向けて一紛争・災害の現場で考えたこと
講師＝安田菜津紀さん(フォトジャーナリスト)

◆人権相談所を開設します

時間＝10時～12時

場所＝DMG MORI やまと郡山城
ホール2階 会議室A

担当＝人権擁護委員(予約不要)

「照らす 生きた証を遺すこと」フォトジャーナリスト 安田菜津紀 ～命を照らす写真展 in 奈良～

日時＝令和4年1月28日(金)～31日(月)10時～18時(最終日は16時まで)

場所＝DMG MORI やまと郡山城ホール・展示室 **入場料**＝500円(高校生以下・障がい者は無料)

問合せ＝人権施策推進課(☎53-1558・☎53-1558)

広 告 欄